

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2022年6月29日

株式会社KeyHolder

2022年6月29日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都渋谷区東三丁目16番3号
株式会社KeyHolder
代表取締役社長 大出悠史

当社は、2022年6月17日、株式会社フォースリーとの間で吸収分割契約を締結し、株式会社フォースリーを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本件吸収分割に際し、吸収分割会社に対し、当社普通株式299,850株（以下「本対価」といいます。）を交付します。本対価については、第三者評価機関による財務デューデリジェンス及び法務デューデリジェンスに基づき適正に評価された算定書を参考にしたほか、承継する事業の実績や今後見込まれる収益に加え、当社グループのシナジー効果等も鑑み事業価値を勘案して、両社で協議のうえ決定したため、当社が交付する本対価は相当であると判断しております。

また、本件吸収分割により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、本件吸収分割後の当社の資本政策等を考慮し、以下のとおり決定したものであり、相当であると判断しております。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項を定めたときに関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を定めたときに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

最終事業年度（2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日）に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継株式会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社の 2021 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、18,171 百万円、負債の額は 2,030 百万円、純資産の額は 16,141 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本件吸収分割の効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社が負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も、その履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1 : 吸収分割契約書

次ページ以降のとおり。



吸収分割契約書

株式会社フォーサリー（以下「甲」という。）及び株式会社KeyHolder（以下「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行うことにつき合意したので、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸収分割）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が運営するインターネット広告事業及びインターネットメディア事業のうち、次の各号に掲げる取引先（以下「得意先」という。）との取引に関する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割を行う。

- (1) 株式会社クリア（所在地：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー34階）
- (2) 株式会社CHICKEN GYM（所在地：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー34階）
- (3) 株式会社ゼスト（所在地：東京都渋谷区東三丁目16番3号）
- (4) 株式会社エクレーヌ（所在地：横浜市中区野毛町三丁目118番地蓮華堂ビル1F・2F）
- (5) 株式会社クラタSPC3号（所在地：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー34階）
- (6) 株式会社M&P研究所（所在地：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー34階）

第2条（当事者の商号及び住所）

本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社：（商号）株式会社フォーサリー
（住所）東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ8F
- (2) 吸収分割承継会社：（商号）株式会社KeyHolder
（住所）東京都渋谷区東三丁目16番3号

第3条（効力発生日）

- 1 本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年7月31日とする。ただし、本件吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙間において協議の上、これを変更することができる。
- 2 前項ただし書に基づき本件効力発生日の変更を行う場合、甲及び乙は、変更前の本件効力発生日（変更後の本件効力発生日が変更前の本件効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の

本件効力発生日)の前日までに、変更後の本件効力発生日を公告する。

第4条 (承継する権利義務)

- 1 乙が本件吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「本件承継権利義務」という。)は、別紙(本件承継権利義務明細表)のとおりとする。ただし、不法行為によって生じた債務、本件効力発生日の前日までに生じた事由に基づく甲の損害賠償債務その他の一切の簿外債務及び偶発債務については、法律上の原因の如何を問わず、本件承継権利義務には含まれないものとする。
- 2 本契約締結後、本件効力発生日の前日までに甲に新たに生じた本件事業に関連する権利義務については、甲乙間で別段の合意がされたものを除き、乙に承継されるものとする。
- 3 乙が甲から債務を承継する場合は、併存的債務引受の方法による。

第5条 (承継する資産及び債務の評価)

- 1 乙が本件吸収分割により承継する資産及び債務の評価は、2022年6月30日における甲の貸借対照表その他同日における計算書類を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除したものであるとする。
- 2 甲は、前項に定める日から本件効力発生日の前日までの資産、債務及び権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。

第6条 (分割対価)

- 1 乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して、本件承継権利義務の対価として、乙の普通株式299,850株(以下「本件株式」という。)を交付する。
- 2 本件株式の振替を行うための甲の証券口座は、次とおりである。

口座管理機関名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
部支店名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
部支店コード : XXXXXXXXXXXX
口座名義 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
機構加入者コード : XXXXXXXXXXXX
加入者口座コード : XXXXXXXXXXXX

第7条 (資本金及び準備金等)

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

第8条 (分割承認総会)

- 1 甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会(会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)により、本契約の承認決議を経るものとする。
- 2 乙は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき、株主総会の承認を得ないで、本件吸収分割を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定による通知があった場合は、この限りでない。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日の前日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運用を行う。

第10条（分割条件の変更及び解除等）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重要な変動が生じたとき、甲若しくは乙の一方が本件吸収分割の効力を生じさせるために必要な行為や措置を講じないとき、乙について第8条2項ただし書所定の事由が生じたとき、その他甲及び乙の間で別途合意した場合は、双方協議の上で分割条件を変更し、又は他方当事会社より本契約を解除若しくは中止することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間において協議の上、その取扱いを定める。

（条文以上）

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2022年 6月17日

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号

住友不動産青葉台ヒルズ8F

甲

株式会社フォースリー

代表取締役社長 林 勇 輝



東京都渋谷区東三丁目16番3号

乙

株式会社KeyHolder

代表取締役社長 大 出 悠 史



別紙

本件承継権利義務明細表

1. 承継する資産

- (1) 本件事業に関し、2022年7月1日（以下「基準日」という。）以降に発生し、甲が保有する一切の売掛金債権、前払費用、未収入金及び仮払金
- (2) 甲に帰属する本件事業の成果に係るノウハウ、営業秘密及び著作権、著作隣接権、出版権、商標権、意匠権、肖像権、パブリシティ権その他一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を含む一切の権利。なお、法令上、承継されない権利のうち、本件事業に必要な権利は、甲が乙に対してその利用を無償で許諾する。
- (3) 本件効力発生日に存在する本件事業に係る仕掛品（制作中のランディングページ等の広告物を含む。）及びこれに係る上記(2)に記載の権利その他一切の権利
- (4) その他乙が本件効力発生日以降甲と同様に本件事業を遂行するために必要若しくは有益な一切の権利、情報及び物

2. 承継する債務

- (1) 本件事業に関し、外部委託先を相手方として、基準日以降に具体的に発生し、甲が負担している債務
- (2) 前号にかかわらず、また、本件事業に関するものであるか否かにかかわらず、甲が負う又は将来負う可能性がある次の債務は、本件吸収分割の承継対象から除外される。
 - ① 未払法人税等、未払消費税等その他の租税債務
 - ② 不法行為債務、偶発債務その他一切の簿外債務
 - ③ 未払いの賃金債務（割増賃金支払債務、その他労働契約に基づき生じる偶発債務を含むが、これに限られない。）
 - ④ 基準日以前の原因を理由として同日以後に発生する一切の債務（乙が書面をもって承諾したものを除く。）

3. 承継する労働契約

本件事業に従事している各従業員と甲との間の労働契約のうち、甲と乙との間で承継対象として合意した従業員に関するもの

4. 承継するその他契約等

次の契約等の一切につき、甲の契約上の地位及びこれに基づく権利義務の一切（ただし、債務の承継については、第2項の定めに従うものとする。）

- (1) 本件事業に関し、得意先と締結している広告契約、請負契約、準委任契約、これらの契約に基づく個別の本件事業の業務にかかる契約及びその他一切の契約
- (2) 本件事業に関し、外部委託先と締結している広告契約、請負契約、準委任契約、これらの契約

- に基づく個別の本件事業の業務にかかる契約及びその他一切の契約
- (3) 本件事業の利用に供している物のリース契約及びその関連契約
 - (4) 本件事業の遂行及び本件承継対象従業員の労務管理に必要なソフトウェアの使用許諾契約及びその関連契約
 - (5) 本件事業の遂行に必要な知的財産権の利用にかかる契約及びその関連契約
 - (6) その他乙が本件効力発生日以降甲と同様に本件事業を遂行するために必要な若しくは有益な一切の契約

以上



別紙2 : 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降のとおり。

貸借対照表

2021年06月30日 現在

株式会社フォースリー

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	3,079,530,182	【流動負債】	2,413,821,118
現金及び預金	674,463,686	買掛金	2,152,117,161
売掛金	2,299,039,981	短期借入金	27,266,000
貸倒引当金(売)	△11,000,000	1年以内償還社債	50,000,000
立替金	382,170	未払金	8,209,046
前払費用	25,463,050	未払費用	57,163,531
短期貸付金	6,340,000	未払法人税等	80,279,200
未収入金	511,666	未払消費税等	31,901,400
前払金	84,359,629	預り金	6,884,780
貸倒引当金	△30,000	【固定負債】	433,880,000
【固定資産】	335,820,124	長期借入金	193,880,000
有形固定資産	45,051,782	社債	240,000,000
建物	17,016,613	負債の部合計	2,847,701,118
附属設備	22,524,503	純資産の部	
車両運搬具	1	【株主資本】	567,649,188
工具器具備品	4,042,165	資本金	10,000,000
建設仮勘定	1,468,500	利益剰余金	557,649,188
無形固定資産	107,287,171	利益準備金	1,800,000
ソフトウェア	107,287,171	その他利益剰余金	555,849,188
投資その他の資産	183,481,171	繰越利益剰余金	555,849,188
投資有価証券	24,053,698		
関係会社株式	30,000		
敷金	38,618,000		
差入保証金	12,860,000		
長期貸付金	37,200,000		
長期前払費用	12,848,422		
貸倒引当金(投)	△220,000		
保険積立金	16,173,401		
子会社株式	800,000		
長期預け金	41,117,650		
資産の部合計	3,415,350,306	純資産の部合計	567,649,188
		負債及び純資産の部合計	3,415,350,306

損益計算書

2020年07月01日 ～ 2021年06月30日

株式会社フォースリー

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	13,122,445,721	
売 上 高 計		13,122,445,721
【売上原価】		
広 告 原 価	12,018,993,723	
売 上 原 価 計		12,018,993,723
売 上 総 利 益		1,103,451,998
【販売管理費】		
販 売 管 理 費 計		702,572,447
営 業 利 益		400,879,551
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,163,510	
雑 収 入	7,130,999	
営 業 外 収 益 計		8,294,509
【営業外費用】		
支 払 利 息	2,133,824	
貸 倒 損 失 (外)	1,254,703	
貸 倒 繰 入 額 (外)	250,000	
雑 損 失	16,002,953	
保 証 料	3,781,350	
営 業 外 費 用 計		23,422,830
経 常 利 益		385,751,230
【特別利益】		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	100,000	
特 別 利 益 計		100,000
【特別損失】		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	393,404	
特 別 損 失 計		393,404
税 引 前 当 期 純 利 益		385,457,826
【法人税等】		
法 人 税 等	124,242,476	
法 人 税 等 計		124,242,476
当 期 純 利 益		261,215,350

株主資本等変動計算書

2020年07月01日 ～ 2021年06月30日

株式会社フォースリー

(単位： 円)

	株主資本								評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計		
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式				自己株式 申込証拠金	計
			資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
						別途積立金	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	10,000,000				1,800,000		294,633,838			306,433,838		306,433,838	
新 株 の 発 行													
特別償却準備金積立て													
特別償却準備金取崩し													
剰 余 金 の 配 当													
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て													
当 期 純 利 益							261,215,350			261,215,350		261,215,350	
剰余金の資本組入													
株主資本以外（純額）													
当 期 変 動 額							261,215,350			261,215,350		261,215,350	
当 期 末 残 高	10,000,000				1,800,000		555,849,188			567,649,188		567,649,188	

個 別 注 記 表

2020年07月01日 ～ 2021年06月30日

株式会社フォースリー

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
 - イ 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (a) 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び平成28年4月1日以降に取得した附属設備並びに構築物は定額法）を採用しています。
 - (b) 無形固定資産
定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - (a) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - (b) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
3. 貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額 21,225千円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 300株
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株